

平成 27 年 10 月 1 日

各 位

株式会社北洋銀行

中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の 利用機関に登録しました

～海外展開に伴う法律上の問題に対処するための弁護士をご紹介します～

北洋銀行は、日本弁護士連合会(日弁連)が行う、中小企業海外展開支援弁護士紹介制度(以下、本制度。URL:<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/support.html>)の利用機関として登録し、お客さまが海外展開の際に直面する法律上の問題に対して、経験豊富な弁護士をご紹介します。

なお、民間金融機関が本制度の利用機関として登録するのは全国で初めてとなります。

道内においても、海外相手先との売買契約や販売代理店契約、生産委託、あるいは海外支店・子会社設立などの事業展開が活発化する中で、商習慣の違いやコミュニケーションの行き違いなど、海外企業との取引で思わぬトラブルに巻き込まれるリスクは増大しています。

本制度は、中小企業の皆さまが、海外企業との輸出入取引や直接投資を行う際などに直面する法律上の問題について、日弁連から海外業務に精通した弁護士の紹介を受け、専門的なアドバイスを受けることができるものです。

当行は、利用機関として本制度の申込み窓口となり、日弁連への取次ぎを行います。道内中小企業の皆さまに対する海外展開ソリューションメニューの一環として、地域経済活性化のために積極的に取り組んでまいります。

詳細は、北洋銀行国際部(TEL:011-261-4288)または各支店までお問い合わせください。

以 上